

飛騨市建設工事成績評定要領

平成20年3月31日

告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、市が行う請負契約による建設工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この告示における用語の意義は、飛騨市建設工事検査要領(平成16年飛建第8号)第2に定めるところによるものとする。

(評定の対象)

第3条 評定の対象とする建設工事は、別に定めるものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、請負契約による建設工事に携わる検査員と監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定の採点は、別に定める工事成績評定表により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、別に定める細目別評定点採点表によるものとする。

4 請負者は、当該工事において提案した高度技術、創意工夫及び社会性等に係る実施状況を提出できるものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は完成検査、中間検査及び出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。ただし、再検査及び出来形率が

低く評定するに足りない場合は、評定を行わないものとする。

(評定表の提出等)

第7条 検査員は、評定を行ったときは工事成績評定表を検査復命書に添えて、検査権者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査権者は、検査員から完成検査後に工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書(様式第1号)及び別に定める項目別評定点表により、当該工事の請負者に通知し、様式第1号の写しを閲覧に供するものとする。

(評定の修正)

第9条 検査権者は、第8条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知し、その写しを閲覧に供するものとする。

(説明請求)

第10条 第8条又は第9条第2項による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して評定結果について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第11条 請負者から評定結果について説明を求められたときは、当該請負者に対して、遅滞なく工事成績評定に係る説明書(様式第2号)により回答するものとする。

2 前項の回答をするときは、飛騨市工事成績評定評価委員会でその回答内容を検討するものとする。

3 前項の飛騨市工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第12条 第11条の回答を受けた請負者は、回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第13条 第12条の再説明請求を受けたときは、当該請負者に対して、工事成績評価に係る再説明書(様式第3号)により回答するものとする。

2 前項の回答をするときは、飛騨市工事成績評価審査委員会の審議を経るものとする。

3 前項の飛騨市工事成績評価審査委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(実施細目)

第14条 この告示に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

第 号
年 月 日

請負者 様

検査権者 印

工事成績評定結果通知書

飛騨市建設工事成績評定要領に基づき下記の工事について評定した結果を通知します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 工期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 評定点 点
(修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

様式第2号(第11条関係)

第 号
年 月 日

請負者 様

飛騨市長 印

工事成績評定に係る説明書

年 月 日付けで説明を求められた工事成績評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 工事

2 疑問に対する回答

様式第3号(第13条関係)

第 号
年 月 日

請負者 様

飛驒市長 印

工事成績評定に係る再説明書

年 月 日付けで再説明を求められた工事成績評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工事名 工事

2 疑問に対する回答

飛驒市工事成績評定評価委員会設置要領

平成20年3月31日

訓令第4号

(設置)

第1条 この訓令は、市に設置する工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

(評価委員会の事務)

第2条 評価委員会は、飛驒市建設工事成績評定要領(平成20年飛驒市告示第40号)第11条第2項に基づき、検査権者が通知した評定結果について請負者から説明を求められた事項について検討する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は工事担当部長とし、評価委員会を総括する。

3 委員は、次の者で構成する。

- (1) 工事担当参事(委員長が必要と認めたとき。)
- (2) 工事担当部内の各課長(委員長が必要と認めたとき。)
- (3) 工事担当検査員
- (4) 工事担当監督員
- (5) その他委員長が必要と認めた職員

4 副委員長は委員の中から委員長が指名するものとし、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(評価委員会の招集)

第4条 評価委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、委員長が指名する担当課又は担当係において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

飛驒市工事成績評定審査委員会設置要領

平成20年3月31日

訓令第3号

(設置)

第1条 この訓令は、市に設置する工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定める。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、飛驒市建設工事成績評定要領(平成20年飛驒市告示第40号)第13条第2項に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 請負者から再説明を求められた事項に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長とし、審査委員会を総括する。
- 3 委員は、各部長及び参事で委員長が指名する。
- 4 副委員長は委員の中から委員長が指名するものとし、委員長が欠けたとき又は事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

- 2 会議は非公開とする。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、学識経験者等の意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。